

保護者様

新潟第一中学・高等学校長 池田 浩

出席（登校）停止について（通知）

お子さんが現在かかっていると思われる病気は、学校保健安全法により学校感染症として取り扱われており、他の児童生徒にうつるおそれのある期間は出席（登校）できないことになっております。

必ず専門医の診断及び治療を受け、専門医から「出席（登校）してもよい」と言われ、下記の「学校感染症診断通知書」が渡されましたら、「学校感染症診断通知書」を持たせて出席（登校）させてください。

なお、出席（登校）停止になった期間は、欠席とはみなされません。

※病（医）院によっては、下記「学校感染症診断通知書」を記入する際に、文書料として有料になる場合がありますのでご承知おきください。

病名	出席（登校）停止の期間の基準
1 インフルエンザ*	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
5 風疹	発疹が消失するまで
6 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
7 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8 新型コロナウイルス感染症*	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
9 結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
10 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
11	

*インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症につきましては、療養解除届（インフルエンザ用）療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）をご使用ください。

専門医様

上表に掲げる疾病は、学校保健安全法により学校感染症として他の生徒にうつるおそれのある期間は、出席（登校）を停止しなければならないことになっております。

現在かかっている疾病が治癒し、又は他の生徒にうつるおそれなくなりましたら、保護者又は生徒に「出席（登校）してもよい」旨の指導をし、下記の通知書によりお知らせくださいますようお願いいたします。

----- き り と り せ ん -----
学 校 感 染 症 診 断 通 知 書

学年・組及び氏名	年 組 氏名
----------	--------

病名 _____ 診断日 令和 年 月 日

上記の生徒の疾病は治癒し、又は、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので通知します。

出席（登校）してもよいと認められる日	令和 年 月 日から
--------------------	------------

病医院名又は
医師 氏名 _____